

高圧電力利用事業者電気料支援金支給事業のお知らせ

町では、エネルギー価格の上昇に伴う電気料金の高騰の影響を受けている町内事業者の事業の継続を支えるため、町内の事業用施設で、高圧又は特別高圧の電力契約により電力供給を受けている事業者に対して、電気料金の一部を支援します。

1 支給対象事業者

次の（１）から（４）に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

- （１） 町内の事業用施設（店舗・工場・事務所その他の事業所で、所有、管理又は占有している施設（公の施設を除く。））において、小売電気事業者（東北電力（株）又は新電力会社）から高圧又は特別高圧の電力供給を受け、かつ電気料金を負担している事業者
- （２） 申請時点において町内で事業を営み、かつ、支援金支給後も町内での事業を継続する意思があること
- （３） 代表者、役員等に暴力団員などが含まれていないこと
- （４） 町税の滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が高圧又は特別高圧の電力供給を受けている町内の事業用施設（以下「高圧電力利用施設」という。）における、令和６年７月から令和６年１２月までの期間に使用した電気料金（小売電気事業者に対し、既に電気料金を支払済のものが対象）

3 支援金の額

高圧電力利用施設における、令和６年７月から令和６年１２月までの期間に使用した電力量の合計（Kwh） × ４円で算出した額

※算出額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

※１事業者あたり６０万円を上限とします。

4 申請期間

令和７年２月２０日（木）から令和７年３月１７日（月）まで

5 申請書

南三陸町商工観光課窓口に備え付けのほか、ホームページに掲載しています。

6 問合せ先

南三陸町商工観光課商工業立地推進係（０２２６－４６－１３８５）